

県交渉や全県規模の学習会の開催を

大分

コロナ禍のり越え役員会



ふるさとチョイス災害支援HPより

人権連大分県連(荒木ひろ子会長)はコロナ禍で延期していた役員会を7月13日、宇佐市内で開き、ました。会議の冒頭、人権連九州ブロック

の植山光朗事務局長が法務省人権擁護局の「令和2年6月 部落差別の実態に係る調査報告書」の結果について批判的に報告しました(内容は1面と3面に掲載)。役員会では、各地での同和行政の終結をめざす闘いで報告で、中津市から「市内の県立高校で川口泰司・山口人権啓発センター事務局長(部落解放同盟山口県連合会書記長)の講演会の直後、校内の『いじめアンケート』の中に、1年生が賤称語をつかったと記載があった。県に報告したら差別対象となり、小・中学校での同和教育が十分と指導された。臼杵市からは「課名を部落差別解消推進課と変更したので、議会で結婚、雇用での差別件数とは質問したらゼロとの答弁。解同への団体補助金の使途をただすと領収書がないなど、解同言いな

法務省「推進法」6条調査結果について

「解同」に忖度の「差別意識」実態調査 調査結果は部落問題の解消示す

報告 植山 光朗 (全国人権連本部事務局次長)

法務省は6月、「部落差別解消推進法」の6条に基づき「部落差別の実態に係る調査」結果報告書をまとめた。同調査は2017年度に公益財団法人・人権教育啓発推進センターに調査内容、手法などの調査研究事業を委託、18年3月に同センターからの報告を受け同年6月から19年5月までの1年間調査したものだ。「解同」に忖度して、糾弾行為や同和利権が生んだ新しい差別意識が解決の支障になっている選別排除したが、調査結果は部落問題の解消が大きくすすんでいる実態を皮肉にも証明する結果になった。(3面に続く)

全水100周年を迎え、考えること④



100周年を新たな節目として

全国地域人権運動連合代表委員 中島 純男

一九二二年に創立された全国水産会。100周年が目前だが改めてその歴史の教訓を集团的に学ぶことが大切だと思う。戦前の絶対的天皇制の時代に、国家権力の直接的弾圧、融和団体を利用した融和分裂政策ときびしく対決して全国水産会を創立させたこと自体に、大変な困難だったろうと

心を動かされる。創立後も内部的には融和的思想とたたかい、階級的観念の闘いを組み立て人民的融和論の提唱まで発展させた当時の先駆者・先輩たちには感謝と敬意しかない。

水産会宣言にある「人間を動かすかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へ

ば」という一文、「官憲と資本家」の支援をうけた「部落有産者」主導の改善運動では「差別と貧困」は解決できないと自覚した表現と受けとめる。その自覚は「労・農・水」の三者共同闘争にみられる被圧迫人民の階級的連帯による共同闘争などに結びついたのであるが、当時の専制支配と軍国主義の

国家権力を考慮すれば、本心に貴重な「差別をなくし生命と暮らしを守る」運動であったといえる。戦後の部落解放運動も科学的認識論と非科学的観念論の対立の歴史でもあった。それは組織的課題のみならず、一人ひとり内在する闘いともいえる。差別に対する憤りを根本に据えて、観念的

な差別反対の感情から、道義あるたたかい、あらゆる暴力はもろろん、いっさいの差別主義、不正のたたかいはつらぬかれていく」とのべ、二十一世紀基本方向は「部落解放運動は、封建的身分差別の残りものを一掃し、民主主義を確立するたたかいである」とし部落問題解決の状態を4つの指標で明らかにした。発展的転換をはかる基本方針の提案時には練り上げていく集団の一人として「社会問題とは」を真

田是先生の著作などでよく学習したものだ。「部落差別解消推進法」の制定と「6条調査」の制定と「6条調査」の制定と

「部落差別解消推進法」の制定と「6条調査」の制定と